別表六(二)の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号において「平成31年旧措置法」という。）第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「平成29年４月１日」を「平成31年４月１日」に改め、「（別表六(十一)「10」の欄に金額の記載がある場合を除く。）」を削り、同第三号を削り、同第四号中「｢税額控除割合 ((13)、(14)又は(15))＋((13)、(14)又は(15))×(16)（小数点以下３位未満切捨て）(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14) (17)｣を｢税額控除割合 ((10)、(11)又は(12))＋((10)、(11)又は(12))×(13)（小数点以下３位未満切捨て）(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14) (14)｣に改め、同号を同第三号とし、同第五号中「｢当期税額基準額 (16)×((0.25又は0.4)＋(17)) (18)｣」を「｢当期税額基準額 (19)×((0.25又は0.4)＋(20)) (21)｣」に改め、「平成31年４月１日以後に開始する事業年度において」を削り、同号を同第四号とする。

別表六(九)の表中「比較試験研究費の額（別表六(十二)「５」）」を「比較試験研究費の額（別表六(十)「５」）」に、「平均売上金額（別表六(十二)「10」）」を「平均売上金額（別表六(十)「10」）」に、「割増前税額控除割合 $\frac{12}{100}+((7)-\frac{5\text{又は}8}{100})\times0.3$（0.12未満の場合、(5)＝０の場合又は設立事業年度の場合は0.12）」を「割増前税額控除割合 $\frac{12}{100}+((7)-\frac{8}{100})\times0.3$（0.12未満の場合、(5)＝０の場合又は設立事業年度の場合は0.12）」に、「(7)＞５％又は(7)＞８％の場合」を「(7)＞８％の場合」に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第３項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「及び「試験研究費割合の計算」」を「、「試験研究費割合の計算」及び「税額控除割合の計算」」に、「平成29年４月１日」を「平成31年４月１日」に改め、同第三号から第六号までを削る。

別表六(十)から別表六(十一)までを次のように改める。